

平成29年12月定例会 産業労働企業委員会の概要

日時 平成29年12月18日(月) 開会 午前10時 3分
閉会 午後 2時23分

場所 第5委員会室

出席委員 立石泰広委員長
新井豪副委員長
岡田静佳委員、神谷大輔委員、清水義憲委員、岩崎宏委員、鈴木聖二委員、
江原久美子委員、蒲生徳明委員、石川忠義委員、村岡正嗣委員

欠席委員 なし

説明者 [産業労働部関係]
渡辺充産業労働部長、石川英寛産業労働部副部長、
江森光芳産業労働部雇用労働局長、渡邊哲産業労働政策課長、
堀井徹商業・サービス産業支援課長、増田文之産業支援課長、
高橋利男先端産業課長、新里英男企業立地課長、竹中健司金融課長、
浅見健二郎観光課長、山野隆子勤労者福祉課長、佐藤卓史就業支援課長、
野尻一敏シニア活躍推進課長、犬飼典久ウーマノミクス課長、
吉田雄一産業人材育成課長

土田保浩労働委員会事務局長、
發知和弘労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長

[企業局関係]
立川吉朗公営企業管理者、諏訪修之企業局長、棚沢利郎管理部長、
松本稔水道部長、中山昌克総務課長、松塚研一財務課長、
松山謙一地域整備課長、中島俊明水道企画課長、松永和高水道管理課長、
岡田和也主席工事検査員

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

| 議案番号 | 件名 | 結果 |
|-------|-----------------------------|------|
| 第102号 | 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 議第30号 | 埼玉県小規模企業振興基本条例 | 原案可決 |

2 請願

| 議請番号 | 件名 | 結果 |
|-------|--------------------|-----|
| 議請第9号 | 所得税法第56条の廃止を求める請願書 | 不採択 |

所管事務調査（産業労働部関係）
埼玉県における成長産業の集積・育成について

報告事項（企業局関係）
産業団地整備の取組状況について

【知事提出議案関係の付託議案に対する質疑（産業労働部関係）】

岡田委員

- 1 旅行サービス手配業とはどのような仕事を行っている業者なのか。
- 2 違法業者に対する罰則はあるのか。
- 3 県内に通訳案内士はどのくらい登録されているのか。
- 4 県ではインバウンドを増やそうとしており、通訳案内士の役割は重要と考えるが、どのように育成していくのか。

観光課長

- 1 旅行者からの依頼を受け、鉄道やバスなどの運送手段、ホテルや旅館等の宿泊施設などを手配する者をいう。
- 2 1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、又はその併科である。
- 3 平成29年11月末現在で1,251人が県に登録している。
- 4 通訳案内士試験に合格し、語学や観光案内のスキルのある方々が県に登録されている。県では、更に県内のそれぞれの観光地に適した案内ができるよう、長瀨などの観光地やさいたま市の盆栽について実地研修を実施し、「おもてなし通訳案内士」としての名称を与え育成を図っている。

石川委員

- 1 旅行サービス手配業として登録が必要な業者は県内にどのくらいあるのか。
- 2 「おもてなし通訳案内士」の名称は、「おもてなし全国通訳案内士」に名称変更するのか。

観光課長

- 1 観光庁の調査によると15社から20社程度とされている。事前相談も16件あり、おおむねそのくらいの数と認識している。
- 2 「おもてなし通訳案内士」は県の制度であり、名称の変更はしない。

村岡委員

- 1 旅行サービス手配業が登録制になった背景は何か。
- 2 個人も登録対象となるのか。

観光課長

- 1 2年ほど前の軽井沢のスキーバス事故は旅行会社が手配業務を旅行サービス手配業者に丸投げしたことにより発生したが、旅行サービス手配業者の実態を誰も把握していなかったという重大事案であった。また、訪日外国人旅行において旅行サービス手配業者が巨額のマージンを前提として土産店へ案内して、高額な商品を購入させるという事案が全国的に発生した。これらを受けて国が旅行サービス手配業に係る登録制度を創設し、管理監督をしっかりと行うこととなったと聞いている。
- 2 個人も対象となる。

村岡委員

今年の夏頃、学校などが企画したサマーキャンプ等が相次いでキャンセルになる事例が続出した。学校など教育関係が行うものは除外すべきと考えるが、法律上どのように取り扱うこととなっているのか。

観光課長

委員御質問の件は旅行業に当たるかどうかの問題である。今年7月に観光庁から通知が出され、自治体や学校が行うサマーキャンプや合宿など、日常的に反復継続して行うもので収益を目的とするものでないものは、旅行業法の適用外としている。

村岡委員

登録の有効期限はあるのか。

観光課長

有効期限は定められていない。

【知事提出議案関係の付託議案に対する討論】

なし

【請願に係る意見（議請第9号関係）】

清水委員

現行の所得税法では、第57条において事業に従事する配偶者等がある場合の必要経費の特例が定められており、不合理なものとはいえない。さらに、同法第56条をはじめとする現行の制度は適正な申告を奨励するために必要なものであり、廃止を求める理由はない。よって、所得税法第56条を廃止するよう国や政府機関に意見書を上げることが求められる本請願は、不採択とすべきである。

村岡委員

所得税法第56条は家族経営・小企業に対する差別的な税制であり、法の下での平等を規定する憲法に違反する。よって、所得税法第56条を廃止するよう国や政府機関に意見書を上げることが求められる本請願は、採択とすべきである。

【議員提出議案関係の付託議案に対する質疑（議第30号議案）】

石川委員

- 1 第4条に規定する小規模企業の振興施策の大綱とは、どのようなものか。
- 2 市町村及び商工団体が取り組む小規模企業の振興策に対する県が行う必要な支援とは、どのようなものを想定しているのか。
- 3 「小規模企業」と「小規模企業者」としているところがあるが、「小規模企業」とは県内に事務所又は事業所を持つ小規模企業をいうのか、そうでない別のものか。

齊藤議員

- 1 振興施策の大本となるものである。
- 2 市町村に対する支援としては、市町村が策定する小規模企業振興に向けた計画等の作成支援や、商店街の活性化に向けた市町村との共同の取組の実施などを想定している。

また、商工団体に対する支援としては、小規模企業の支援に従事する職員のスキルアップの促進や、商工団体が自ら発案して実施する取組への支援などを想定している。

- 3 「小規模企業者」は一つ一つの企業という意味で解釈していただきたい。条例自体が県内のことを規定しているものであり、「小規模企業者」、「小規模企業」とも県内のものである。

村岡委員

- 1 第4条で施策の大綱として6点明記されているが、いずれも実行するには事業者側の資金確保がないと実現が厳しいと考える。条文には金融や資金支援の明記はないが、「促進に関する施策」の中に、金融円滑化の支援も含まれると解釈してよいか。
- 2 第4条第3号に「事業の承継」、同条第4号には「必要な人材の育成」とあり、大変大事な指摘である。特に承継において喫緊の課題は後継者問題であるが、そこをもう少し強調すべきではないかと考える。そこで提案だが、第4号中の「必要な人材の育成」を「必要な後継者その他幅広い人材の育成」とした方がよいと考えるが、見解を伺う。
- 3 第5条の県の責務として、「前条の施策を講ずるものとする」とあるが、条例を生きたものとするためには、今後審議会等を作り幅広い意見を聴く仕組みが大事と考えるが、施策の中にこうした考えも含まれると解釈してよいか。

齊藤議員

- 1 小規模企業を助けるための条例であるので、「促進に関する施策」の中に金融円滑化の支援等が含まれると解していただいて差し支えない。
- 2 御提案いただいた「後継者その他幅広い人材の育成」については、「必要な人材」の中に後継者が含まれていると考えていただきたい。ただ、重要な指摘であり、県執行部にも事業の承継に当たっての後継者の人材の育成については、この条例のとおりしっかりと取り組んでいただきたいと考えている。
- 3 第4条の施策大綱の立案に当たっては、執行部側で審議会を作り有識者や関係団体の意見を聴いていくことも十分想定されるのではないかと考えている。

村岡委員

私の質問に対して、その考えが全て含まれているとの提案者の答えだと思うので、執行部においては、今の質疑・答弁をしっかりと受け止めていただきたい。(意見)

江原委員

第4条第1号「国内外の多様な需要に応じた商品の販売又は役務の提供の促進に関する施策」及び第2号「国内外の多様な需要に応じた新たな事業の展開の促進に関する施策」の詳細について伺う。

齊藤議員

国内外の多様な需要に応じた対応は、大企業にはマンパワーもあり財政的な体力もあるので可能であると考えますが、小規模企業の場合は対応がなかなか難しい面がある。そうした中で、ニッチ産業への対応として販路の開拓や情報提供などが考えられる。

江原委員

本条例案を提案するに当たっては、小規模企業の方々から様々な御意見を伺ったと思う

が、そうした中からニーズが出てきたという理解でよいか。具体的なお話があれば伺いたい。

齊藤議員

委員の御指摘のとおり、商工会や各種小規模企業の方々から様々な御意見を頂いた。個人的にも商工会の青年部の会長さんから是非支援していただきたいというお話を伺う中で、先ほどのニッチ産業の話など様々な話を聞いており、上からではなく現場の声を尊重した条例案を提案したと考えていただきたい。

【議員提出議案関係の付託議案に対する討論（議第30号議案）】

なし

【所管事務に関する質問（埼玉県における成長産業の集積・育成について）】

神谷委員

- 1 農業大学校跡地のうち、北側を先行して整備する理由は何か。また、早期の企業立地をどのように地域経済に生かしていくのか。
- 2 農業大学校跡地の整備として、来年度予算にはどのような内容を見込んでいるのか。
- 3 今回の2つの基本計画以外に他の地域でも基本計画を策定する予定はあるのか。
- 4 2つの基本計画案は11月17日に国に提出し協議中とのことだが、いつ同意される見込みか。

先端産業課長

- 1 圏央道の整備が進み、本県への企業立地ニーズがますます高まっているが、産業用地が不足している。また、農業大学校跡地約39.2ヘクタール全体を産業用地として整備するには、多額の費用と時間を要するため、まずは周辺道路が比較的整備されている北側を先行して整備していきたい。また、早期の企業立地を図ることにより、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引計画を実施していただくことで、県全体への経済波及効果を速やかにもたらすようにしたい。
- 2 現在検討している主なものとしては、環境影響評価書の作成や事後調査に係る経費、土地区画整理事業の造成工事費などを見込んでいる。また、周辺地域の活用に係る経費として、測量設計費などを見込んでいる。さらに、鶴ヶ島市においても関連予算を検討すると聞いており、市と十分に調整し、一体となって事業を進めていきたい。

企業立地課長

- 3 他の地域や市町村からも相談を受けているが、まだ具体的な計画レベルではない。今後、庁内関係各課とも連携し、他の地域でも基本計画が策定されるよう支援していく。
- 4 12月下旬の見込みとの情報が入っている。具体的な日までは示されていない。

神谷委員

他県の基本計画に対する国の同意状況はどうか。

企業立地課長

関東経済産業局管内の11都県のうち、1回目の同意は9月時点で7県で15計画と聞いている。また、本県を含む2回目の協議を行っているのは5県で31計画と聞いている。

村岡委員

- 1 国家戦略特別区域法について企業へのヒアリングを実施しているという説明があったが、企業側に特区活用の要望があるのか伺う。
- 2 農業大学校跡地への進出事業者地域経済牽引事業の実施や特区の活用に関心を持ってもらうということだが、そのような事業者がいるのか。
- 3 鶴ヶ島市では運動公園の拡張計画があると聞いているが、市の公園整備との一体性はどうか。また、この地域には湧水があるが、自然環境の保全についてどう考えているのか。

先端産業課長

- 1 企業に対する訪問調査を4件実施した段階だが、中には具体的な規制の緩和を求めることを考えたいという企業もある。農業大学校跡地への進出企業については、特区活用への協力や地域経済牽引事業の実施を要請したいと考えている。既存企業に対しては、引き続き企業訪問しながら需要を見極めていきたい。
- 2 国家戦略特区の活用への協力については、来年度進出事業者が決まり次第、協力を要請していきたい。また、地域経済牽引事業については、企業側にも税制面における優遇措置などのメリットがあるため、是非牽引事業計画を策定していただけるよう交渉していきたい。
- 3 詳細は把握していないが、鶴ヶ島市では運動公園拡張の都市計画決定はしていると聞いている。また、委員御指摘のとおり農業大学校跡地には湧水があるが、計画では緑地等の面積を40パーセント以上取っている。これは平成22年度に行った戦略的環境影響評価における、緑地を40パーセント程度とするという案が最も優れているという結果を受けたものである。写真にあるまとまった樹林帯は極力そのまま保全し、湧水の保全も図っていく計画である。